

新旧対照表

資料 2

改 正	現 行
<p>(調整部会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 調整部会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 石巻市<u>企画担当部長</u></p> <p>(2) 東松島市<u>企画担当部長</u></p> <p>(3) 女川町<u>企画担当課長</u></p> <p>(4) 構成市町の関係部課長</p> <p>3 調整部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は石巻市<u>企画担当部長</u>が、副部会長は東松島市<u>企画担当部長</u>並びに女川町<u>企画担当課長</u>がこれにあたる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 事務局の構成は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 石巻市<u>企画担当課</u></p> <p>(2) 東松島市<u>企画担当課</u></p> <p>(3) 女川町<u>企画担当課</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成22年4月26日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>(調整部会)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 調整部会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 石巻市<u>企画部長</u></p> <p>(2) 東松島市<u>総務部長</u></p> <p>(3) 女川町<u>企画課長</u></p> <p>(4) 構成市町の関係部課長</p> <p>3 調整部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は石巻市<u>企画部長</u>が、副部会長は東松島市<u>総務部長</u>並びに女川町<u>企画課長</u>がこれにあたる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 事務局の構成は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 石巻市<u>企画部総合政策課</u></p> <p>(2) 東松島市<u>総務部企画政策課</u></p> <p>(3) 女川町<u>企画課</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は、平成22年4月26日から施行する。</p>

石巻圏域定住自立圏形成推進会議規約（改正案）

（名称）

第 1 条 この会は、石巻圏域定住自立圏形成推進会議（以下「推進会議」という。）という。

（目的）

第 2 条 推進会議は、石巻圏域の市町が相互に連携・協力し、地域の実情に応じた自主的・自立的な地域づくりを行うことにより、人々が将来にわたって安心して暮らし続けることができる魅力的な「石巻圏域定住自立圏」の形成を推進することを目的とする。

（構成市町）

第 3 条 推進会議は、石巻市、東松島市、女川町をもって構成する。

（所掌事務）

第 4 条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 定住自立圏形成に関する協議及び調査に関すること。
- (2) 定住自立圏形成に関する協定書の策定に関すること。
- (3) 定住自立圏共生ビジョンの策定に関すること。
- (4) その他定住自立圏形成に関し必要な事項

（委員）

第 5 条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 石巻市長
- (2) 東松島市長
- (3) 女川町長
- (4) 石巻市議会議長
- (5) 東松島市議会議長
- (6) 女川町議会議長

（役員）

第 6 条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名

(会長)

第7条 会長は、石巻市長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、東松島市長及び女川町長がこれにあたる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第9条 推進会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 推進会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(調整部会)

第10条 推進会議の会務を円滑に行うため、調整部会を置く。

2 調整部会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 石巻市企画担当部長
- (2) 東松島市企画担当部長
- (3) 女川町企画担当課長
- (4) 構成市町の関係部課長

3 調整部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は石巻市企画担当部長が、副部会長は東松島市企画担当部長並びに女川町企画担当課長がこれにあたる。

4 調整部会は、調整部会長が招集し、会議の議長は、調整部会長がこれにあたる。

5 調整部会長は、必要があると認めるときは、調整部会の会議に調整部会の構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

6 調整部会長は、必要があると認めたときは、第12条で定めるワーキンググループの座長等を調整部会の会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調整部会の所掌事務)

第11条 調整部会は、次に掲げる事項について協議、調整する。

- (1) 推進会議に付議すべき事項に関すること。
- (2) 推進会議が議決した事項の執行に関すること。
- (3) その他調整部会において必要と認めた事項

(ワーキンググループ)

第12条 調整部会に、必要に応じてワーキンググループ（以下「グループ」という。）を設けることができる。

- 2 グループは、担任する事項について調査・研究及び立案にあたる。
- 3 グループは、担任する事項に関連する市町の職員をもってこれにあてる。
- 4 グループに座長及び副座長を置き、グループを構成する職員の互選により選任する。
- 5 グループの会議は、座長が招集し、会議の議長は、座長がこれにあたる。
- 6 グループにおいて調査・研究及び立案した事項は、速やかに調整部会に報告する。
- 7 座長は、必要があると認めたときは、グループの会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第13条 推進会議の事務を円滑に処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の構成は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 石巻市企画担当課
 - (2) 東松島市企画担当課
 - (3) 女川町企画担当課

(細則)

第14条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。